

公 告

次のとおり一般競争入札（紙入札）に付します。

なお、入札等については、関係法令に定めるもののほか、本公告によるものとします。

令和5年6月5日

愛知県常滑警察署長

1 対象工事

(1) 工事名

常滑警察署万代堀改修工事

(2) 工事場所

常滑市市新開町町地内

(3) 工期

契約締結日の翌日から令和5年8月4日まで

(4) 工事の概要

常滑警察署における万代堀改修及び万代堀撤去工事

(5) 予定価格

ア 3,248,476円（うち消費税及び地方消費税の額 金295,316円）

イ 調査基準価格 無

ウ 失格判断基準 無

エ 最低制限価格 有

(6) 入札方法等

ア この入札は、紙入札により実施するため、入札参加者は、入札書に必要な事項を記載したものを封筒に入れ、入札書の提出期限までに提出しなければなりません。

イ 詳細な入札方法は、愛知県警察入札者心得書（以下「入札者心得書」という。）及び3により交付する入札説明書によるものとします。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

エ 入札の回数は1回とし、再入札は行いません。

オ 入札書に併せて工事費内訳書（入札説明書一別添1）を提出してください。

2 競争参加資格

本件工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を備えた者としてします。

ア 令和4年度及び5年度の愛知県建設局、都市・交通局及び建築局における入札参加資格者名簿に登載されている者で、一般競争入札参加資格確認申請書（入札説明書一別添2。以下「確認申請書」という。）の提出日から本件工事の落札決定までの間、愛知県警察建設工事指名停止取扱要領（平成16年総施発甲第31号）に基づく指名停止（以下「指名停止措置」という。）を受けていない

こと。

- イ 確認申請書の提出日から本件工事の落札決定までの間、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結。以下「合意書」という。）に基づく排除措置を受けていないこと（入札説明書参照）。
- ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、「建築工事業」について特定建設業又は一般建設業の許可を受け、愛知県内に営業所を置き、当該営業所で「建築工事業」を営んでいること。
- エ 令和4年度及び5年度の愛知県建設局、都市・交通局及び建築局における入札参加資格の認定において、認定された「建築工事業」の総合点数は問わない。
- オ 建設業法第26条に規定する「建築工事業」に係る主任技術者を配置できること。
- カ 配置予定の主任技術者は、確認申請書を提出する前日までに元請として完了し、及び引き渡したきに掲げるものと同種の工事に従事した経験を有する者であること。
- キ 元請として、過去10年間（平成25年4月1日から確認申請書を提出する前日まで）に、「建築工事（塀など外構工事単独または外構工事を含む工事）」を完了し、及び引き渡した実績（建設工事共同企業体での実績及び下請けでの実績を除く。）があること。
- ク 入札に参加を希望する者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）。
- ケ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- コ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い愛知県建設局、都市・交通局及び建築局の認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなします。
- サ 経常建設共同企業体でないこと。
- シ 愛知県警察が定める誓約書（入札者心得書一様式第1）及び法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。）に係る名簿（入札者心得書一様式第1の2。以下「役員等名簿」という。）が提出されていること。

3 入札説明書の交付方法等

(1) 入札説明書の交付方法

令和5年6月5日（月）から令和5年6月8日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間、(3)の場所において随時交付します。

(2) 設計図書等の閲覧及び貸与

ア 閲覧方法

本件工事に係る図面、仕様書及び参考数量内訳書は、令和5年6月5日（月）から令和5年6月8日（木）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間、(3)の場所において閲覧できます。

イ 貸与方法

本件工事に係る図面、仕様書及び参考数量内訳書並びに発注説明書その他の入札資料（以下「設計図書等」という。）は、確認申請書、誓約書、役員等名簿その他の入札説明書で示す入札参加資

格を確認できる書類（以下「確認申請書類」という。）を提出し、入札参加資格があると認められた者に対し、(3)の場所において貸与します。

貸与した設計図書等は、4の(2)の入札書等の提出及び開札の日時までに(3)の場所に返却してください。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

愛知県常滑警察署会計課

常滑市新開町5丁目57番地（郵便番号479-0837）

電 話（0569）35－0110（内線230）

F A X（0569）34－9198

4 入札の執行

(1) 入札書及び工事費内訳書の提出

入札参加資格があると認められた者は、(2)の日時及び場所に、入札書に必要事項を記載し、工事費内訳書とともに封筒に入れ、(2)の日時及び場所に持参により提出してください。提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず、書換え、引換え、又は撤回することはできません。

(2) 入札書等の提出及び開札の日時及び場所

令和5年6月22日（木）午後1時

愛知県常滑警察署会計課

(3) 開札

開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち合わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行います。

5 入札保証金

入札参加者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金（愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」という。）第152条の4に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を開札の日時までに納めなければなりません。ただし、財務規則第152条の3第2号の規定により、その全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

6 契約書の作成の要否

要（愛知県公共工事請負契約約款のとおり。）

7 入札の無効

(1) 財務規則第152条（入札の無効）に該当する入札は、無効とします。

(2) この公告及び入札説明書に示す入札に必要な参加資格のない者が行った入札、確認申請書類に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札者心得書において示す入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消します。

(3) 開札の日時までに入札書及び工事費内訳書並びに代理人が入札する場合の委任状の提出がない入札は、無効とします。

(4) 入札金額と工事費内訳書の金額の著しい相違その他工事費内訳書の内容に著しい不備があった場合の入札は、無効とします。

8 契約の保証

(1) 落札者は、財務規則第129条の2の規定に基づく契約保証金を納めなければなりません。ただし、契約金額が500万円未満で財務規則第129条の3第1項第3号の規定により、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りではありません。

(2) 落札者が、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全額又は一部の納付を免除するも

のとします。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 県を債権者とする公共工事履行保証証券による保証を付したとき。

(3) 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

ア 有価証券（利付き国債又は愛知県公債）の提供

イ 金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

(4) (1)から(3)までに掲げる保証は、契約の締結時までには付さなければなりません。

9 支払条件

愛知県公共工事請負契約約款の規定及び特約条項に基づき前金払及び部分払を行います。その条件については、設計図書等の貸与時に提示します。

10 特定の不正行為に対する措置

(1) 本件契約に関し、談合、贈賄等の不正な事実が判明した場合は、損害賠償を請求します。また、損害賠償の請求に併せて本件契約を解除することがあります。

(2) 本件契約に関し、妨害（不法な行為等で業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければなりません。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがあります。

(3) 契約を締結するまでの間に、落札者が愛知県警察建設工事指名停止取扱要領の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかとなった場合又は合意書2に掲げる排除措置の対象となる法人等（以下「排除措置対象法人」という。）のいずれかに該当することが明らかとなった場合は、原則として契約を締結しません。

(4) 本件契約の締結後、請負者が排除措置対象法人のいずれかに該当することが明らかとなった場合は、本件契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。

(5) 暴力団の排除措置により生ずる損害の賠償について、合意書1の(7)のアに規定する排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがあります。

(6) 本件契約の履行に当たって、請負者が工事の下請契約又は資材、原材料の購入契約その他契約（以下「下請契約等」という。）を締結した場合において、下請契約等の相手方が排除措置対象法人のいずれかに該当することが明らかとなった場合は、下請契約等の解除を求めることがあります。この場合において、愛知県は一切の損害賠償の責を負わないものとします。

(7) 本件工事の施工中又は施工後に、施工体制等について点検・調査を行うことがあります。点検・調査の対象となった場合は、当該点検・調査に協力しなければなりません。点検・調査に協力しなかった場合又は点検・調査に虚偽の申告をした場合は、指名停止措置を講ずることがあります。

11 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 現地説明会等

現場説明会は実施しませんが、入札を希望される方には個別に対応いたしますので、3 (3)に記載する照会窓口までお問合せください。

(3) 競争入札参加者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、確認申請書類を令和5年6月5日（月）から令和5年6月8日（木）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に3の(3)の場所に持参して提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。期限までに確認申請書類を提出していない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。また、提出した確認申請書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

(4) 配置予定の主任技術者について

ア 落札者は、確認申請書類に記載した配置予定の主任技術者を本件工事の現場に配置してください。

イ 確認申請書類の提出時に配置予定の主任技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入することができます。この場合において、記載する全ての者が2のオ及びカに示す条件を有していなければなりません。

ウ 実際の工事に当たって、確認申請書類に記載した配置予定の主任技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限りです。

(5) 落札者の決定方法

1の(5)のアの予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札価格のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、当該入札関係者のうち、くじを引かない者又は当該入札に立ち会わずくじを引くことができない者があるときは、これに代えて、当該入札に関係のない職員がくじを引くものとします。

(6) 工期の変更

1の(3)に示す工期は、事情により変更することがあります。

(7) 公正かつ適正な入札の確保

入札に参加を希望する者は、入札者心得書及び入札説明書を熟読し、公正かつ適正に入札してください。